

株式会社嶺南ケーブルネットワーク 損害金請求に関する規約（抜粋）

（対 象）

第3条 次の各号に該当する場合、契約者に対し第4条に定める損害金を請求する。

- （1）契約者の過失により、当社が設置または貸与した機器を破損、滅失させた場合。
- （2）契約者が、当社サービスの契約解除後、当社が指定する期日までに機器の返却が行われなかった場合。
- （3）当社が第1条記載の契約約款等の定めに基づき契約を解除し、当社が通知したにも関わらず当社が指定する期日までに機器の返却が行われなかった場合。

（対象機器・損害金）

第4条 対象機器・損害金を「別表1」のとおり定め、第3条に該当する契約者に対し算定し、請求する。なお、機器仕入時の価格や機器の価値、社会情勢等を考慮し、対象機器・損害金を変更する場合がある。

- 2 契約者は、損害金を別に定める支払期日までに、当社が指定する方法で支払うこととする。
- 3 次の各号に該当する場合、当社は、損害金を請求した機器の返却に応じないこととする。
 - （1）返却された機器がサービス提供に支障がある状態であった場合。
 - （2）契約者が、当社が通知したにも関わらず指定する期日までに機器の返却を行わず当社が損害金請求額を書面にて通知した場合。
 - （2）契約者が、損害金の支払いを終えている場合。
 - （3）当社が各契約約款等の定めに基づき契約を解除し、未納となっている利用料及び損害金等の債権回収を委託した場合。

別表1（第4条関係）

サービス	レンタル品等	損害金（税込）
TV	V-ONU	11,000円
	B-CASカード	2,200円
	C-CASカード	3,300円
	STB(LS-200P)	16,500円
	STB(JC3500)	13,200円
	STB(JC3600)	5,500円
	STB(TZ-HDT620PW)	44,000円
	STB(BD-V5700R)	44,000円
	STB(TZ-500B)	26,400円
	STB(TZ-HT3500BW)	49,500円
IN	ケーブルモデム(FCM-160J)	4,510円
	ケーブルモデム(BCW620J)	4,510円
	無線LAN内蔵モデム(BCW720J)	8,800円
	D-ONU	11,000円
	無線ルーター	5,500円
	LTE	22,000円
	みねっとAir	27,500円
CP	EMTA	11,000円
	ホームゲートウェイ	13,200円